

令和3年4月21日

各指定就労移行支援事業所
各指定就労継続支援(A型・B型)事業所
各指定特定相談支援事業所
管理者 様

奈良市福祉部
障がい福祉課長

令和3年4月以降における就労系障害福祉サービス(就労移行支援・就労継続支援)の
在宅利用の取扱いについて

平素より、本市における障害福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

これまで、厚生労働省通知に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から就労移行支援と就労継続支援(A型・B型)の在宅利用について、令和3年3月末まで臨時的に要件緩和した取扱いをしてきました。

今般、令和3年度障害福祉サービス報酬改定にて、令和3年4月以降の在宅利用の取扱いが示されたことにより、今後の本市におけるその取扱いを下記及び別紙のとおり定めましたので、確認のうえ対応いただきますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

記

1. 今回の変更内容

【就労移行支援と就労継続支援(A型・B型)の在宅利用について】

令和3年
3月末まで

〈通常〉通所が困難で、在宅利用による支援がやむを得ないと市が認めた場合在宅利用が可能
〈コロナ対応〉令和3年3月31日までに本人の在宅利用の希望とサービス提供の要件と支援効果があると市が認めた場合在宅利用が可能



令和3年
4月以降

〈通常〉事業所が在宅でのサービス提供に当たっての要件(別紙参照)を満たしており、本人が在宅利用を希望し、その在宅利用による支援効果があると市が認めた場合在宅利用が可能

(※要件を満たさない場合、在宅利用の報酬の算定はできません。)

2. 令和3年3月31日まで在宅利用をすでに認められている利用者の取扱いについて

前回提出を受けている申立書等の申請書類にて、既に本人の在宅利用の利用希望及び支援効果の確認をしているため、基本的には4月以降も継続して利用可能となります。

ただし、障害福祉サービス受給者証への記載が必要となるため、速やかに(遅くとも令和3年12月末までに)変更申請書(様式第4号)等の書類の提出をお願いします。

相談支援事業者による今後の計画相談支援の実施の際に、本人が継続して在宅利用の希望をされる場合には、サービス等利用計画案に記載してください。(セルフプランの利用者については、通所先の事業者が作成補助)

3. 提出書類について

○在宅利用継続希望者(令和3年3月31日まで在宅利用をすでに認められている利用者)の場合
・別紙のとおり

○在宅利用新規希望者の場合
・別紙のとおり

※利用開始前に申請してください。提出が遅れる場合は事前に問い合わせてください。

(裏面へ続く)

4. 受給者証について

書類の提出後、在宅での支援効果が認められる場合については、「在宅利用」と記載した障害福祉サービス受給者証を発行する予定です。

※別添

厚生労働省通知

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について(令和3年3月30日付け障障発第 0330 第 2 号)

(提出先・問い合わせ先)

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市福祉部障がい福祉課 生活支援係

TEL:0742-34-4593 FAX:0742-34-5080